「江戸時代」から「明治時代」へ

明治初期の史料をひもとく

はじめに

　慶応4年9月8日、明治に改元されました。明治になり、様々な制度や西洋の文化が急速に取り入れられ、「江戸時代」から「明治時代」へと変わっていきました。大きく変わっていくなかで、人々のくらしはどのように変わっていったのでしょうか。教科書ではあまり取り扱われない人々の生活の変化を、大阪府や堺県が出した布令や当時の古文書から読み解きます。

　凡例：布告＝太政官布告　達＝太政官達　府布令＝大阪府布令　県布令＝堺県布令

1．改暦

　1 ）太陽暦の採用

　・明治5年11月9日（1872年12月9日）、太陽暦への移行を発表　［布告第337号］。

　　　明治5年12月3日 ⇒ 明治6年1月1日

　・旧暦売買の禁止　［明治5年11月　府布令申423号］

　・正月の過ごし方について　［明治5年11月　府布令申405号］

　・正月が2回と誤解!?　［明治6年1月19日　府布令第20号］

　2 ）時刻

　・江戸時代は日の出と日の入りの時間にあわせて時刻が変化。3通りの表し方。

　　　⇒ 太陽暦移行とともに、24時間に固定。

　3 ）祝祭日

　・慶応4年1月21日　1と6のつく日を休日　［太政官第44号］

　・明治6年1月4日　五節句の廃止、神武天皇即位日・天長節を祝日に。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　［太政官第1号、明治6年1月15日　府布令第18号］

　・明治6年1月7日　一六の日を休日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　［太政官第2号、明治6年1月15日　府布令第17号］

　　　1月1日～3日、6月28日～30日、12月29日～31日

　　　これまでどおり1と6のつく日を休日に。ただし31日は除く。

　　　　→ 大阪府は日曜日を休日にする予定だった！　［明治5年11月　府布令申404号］

　・明治6年3月7日　紀元節の制定　［布告第91号、6年4月17日　府布令第137号］

　・明治6年5月28日　歴代天皇の祭日

　・明治6年6月9日　いくつか訂正

　　　神武天皇即位日＝紀元節　2月11日・・・神武天皇元年正月朔日に相当

　　　明治天皇誕生日＝天長節　11月3日・・・嘉永5年9月22日に相当

　・明治6年7月20日　新暦による祝祭日の確定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［布告第258号、8月3日　府布令第293号］

　・明治6年10月14日　祝祭日の布告　［布告第344号、11月　府布令第425号］

　　　元始祭　1月3日／新年宴會　1月5日／孝明天皇祭　1月30日／紀元節　2月11日

　　　神武天皇祭　4月3日／神嘗祭　9月17日／天長節　11月3日／新嘗祭　11月23日

　・明治9年4月から、日曜日が休日、土曜日は正午まで。 ［明治9年3月20日　達第27号］

　☆官公庁の休日が学校を通して一般にも広まる。

2．髪型

　1 ）散髪

　・明治4年8月9日　散髪・脱刀の自由　［布告第399号］

　　「散髪制服略服脱刀共可為勝手事　　但礼服ノ節ハ帯刀可致事」

　　大阪府では・・・

　　　明治5年9月　頭髪に関する諭達　［府布令申308］→ 半髪禁止

　　　明治6年2月12日　散髪の告諭　［府布令第48号］→ 散髪の促進

　　堺県では・・・

　　　明治5年2月　散髪洋服は自由につき達　［戸籍掛から達］

　　　明治5年11月9日　剃髪・結髪をやめ散髪すべき旨の諭達　［県庁］

　　　明治6年1月30日　男子の結髪・剃頭につき再達　［区長から］

　・散切り頭の割合（東京の場合）

　「明治8年頃は2分5厘（25％）、明治10年頃は6分（60％）、14年頃は8分（80％）、16年頃は9分（90％）、21、22年頃は全く斬髪のみ（100％）」（『明治事物起源』）

　「7分半髪、3分斬髪なり、商人職人の散髪日に多し」「斬髪の大流行といいながら、尚7、8割を出でざりしこと明なり」（明治6年『新聞雑誌』第81号・第174号）

　2 ）女性も散髪!?

　　　明治6年1月13日　不仁の散髪および袴着用禁止につき諭達　［堺県　区長の諭達］

　　　　　　→ 女性も散髪するものと思った人がいる。

　　　※明治5年4月5日には東京府が「女子断髪禁止令」を発布。

3．雨具の使用

　・明治3年1月8日　百姓・町人のコウモリ傘・合羽等の着用禁止　［府布令］

　・明治4年3月17日　着用許可　［府布令］

　　⇒ 廃刀への経緯と関係あり？

　　　　慶応4年9月5日　　苗字帯刀差許の農商取調方　［府布令］

　　　　明治元年9月8日　　苗字帯刀等由緒書の提出　［府布令］

　　　　明治元年12月20日　御用商人の苗字帯刀禁止　［行政官］

　　　　明治2年1月12日　 百姓町人の苗字帯刀等特権の廃止　［9日行政官］

　　　　明治2年3月20日　 町人の帯刀乗馬並借馬屋の取締　［府布令］

　　　　明治2年4月25日　 百姓・町人の苗字帯刀禁止　［府布令］

　　　　明治2年12月2日　 士族の無刀乗馬禁止　［太政官］

　　　　明治4年1月17日　 百姓・町人風躰の戒告　［3年11月太政官］

　　　　明治4年2月3日　　農工商の帯刀禁止　［3年12月太政官］

　　　　明治9年4月6日　　帯刀の禁止　［布告第38号］

4．

　1 ）庄屋・年寄の廃止

　明治5年5月25日　庄屋・年寄の廃止、区戸長の設置　［府布令申184号］

　2 ）戸籍

　・明治4年10月10日　宗門人別帳の廃止　［10月大蔵省］

　　⇒ 壬申戸籍

　　　「河内国河内郡今米村戸籍」（KZ-0001-97）　1871年

　　　「堺縣管轄戸籍張」（KY-0014-1～9）　など

　3 ）苗字の使用

　・明治3年10月12日　平民の苗字許可　［9月太政官］

　・明治5年3月20日　 苗字に付市民心得方の啓蒙　［府布令］

　・明治5年5月　　　　通称・名乗の併用禁止　［布告第149号］

　・明治5年9月　　　　苗字名・屋号の改称禁止　［布告第235号］

　・明治5年9月26日 　僧侶の苗字設定　［布告第265号］

　・明治5年9月29日 　改名の禁止　［府布令］

　・明治5年10月22日　屋号を苗字とせる者の本姓復帰　［府布令］

　・明治8年2月20日 　平民の苗字確定方　［布告第22号］

　・明治9年2月5日　　苗字等改称禁止布告の改正　［布告第5号］

5．ちょっと変わった内容の布令

　・慶応4年8月19日　　枕絵販売の禁止　［府布令］

　・慶応4年8月19日　　男女混浴の禁止　［府布令］

　・慶応4年8月　　　　 猥褻興業の禁止　［府布令］

　・明治2年1月　　　　 諸道関門の廃止　［行政官］

　・明治2年5月7日　　 夜間外出の注意　［府布令］

　・明治2年5月9日　　 道路往来の心得　［行政官］

　・明治2年5月12日　　往来の妨害行為禁止　［府布令］

　・明治3年8月5日　　 西洋車の禁止　［府布令申355］

　・明治3年11月9日　　往来妨害行為の禁止　［府布令］

　・明治3年12月　　　　市中粗暴輩の厳重取締　［府布令］

　・明治4年2月4日　　 市中往来の妨害禁止　［3年12月太政官］

　・明治4年4月8日　　 道路上出店等の禁止　［府布令］

　・明治4年4月9日　　 路傍妨害物の撤去　［府布令］

　・明治4年4月19日　　橋梁保全及川中への塵芥投棄禁止　［府布令］

　・明治4年5月4日　　 平民の乗馬許可　［4月太政官］

　・明治4年5月12日　　往来妨害の涼み床の禁止　［府布令］

　・明治4年6月4日　　 道路・橋上等の取締　［府布令］

　・明治4年8月23日　　平民の襠・高袴等著用許可　［太政官］

　・明治4年8月23日　　華族・平民の自由通婚　［太政官］

　・明治4年9月5日　　 穢多・非人の称廃止　［8月28日太政官］

　・明治4年9月15日 　 四民平等・通婚自由の諭告　［府布令］

　・明治4年9月　　　　 百姓・町人旧特権廃止　［府布令］

　・明治4年10月25日　 馬車鉄道障害・立入の禁止　［府布令］

　・明治4年11月15日　 馬車の往来試験的許可　［府布令］

　・明治5年2月23日 　 平民乗馬心得　［府布令申62号］

　・明治5年4月27日 　 まくら絵等の売買禁止　［府布令申156号］

　・明治5年5月15日　　路上の仏体取除　［県布令］

　・明治5年5月24日 　 湯屋表等小便所の隠蔽　［府布令］

　・明治5年5月25日 　 小児水死の予防警告　［府布令申183号］

　・明治5年6月　　　　 中暑予防法　［府布令］

　・明治5年7月　　　　 街頭の袒裼・裸体禁止府布令　［府布令申232号］

　・明治5年8月　　　　 河豚の売買・食用の禁止　［府布令申290号］

　・明治5年9月　　　　 旧習・旧慣等の改廃　［府布令申315号］

　・明治5年10月　　　　夜番の廃止、街灯設置の指示　［府布令申351号］

　・明治5年10月21日　 路上障害物の撤去　［府布令申359号］

　・明治5年10月22日　 市内清掃不行届の個所申立　［府布令］

　・明治5年10月29日　 飼犬・野犬の取締　［府布令申368］

　・明治5年10月　　　　諸車右側通行　［府布令申355号］

　・明治5年11月　　　　鉄道線路上の往来禁止　［府布令申374号］

　・明治5年11月　　　　火葬場の死者衣類剥取禁止　［府布令申375号］

　・明治5年11月　　　　流行病による死犬の処置　［府布令申376号］

　・明治5年11月6日　　浴法心得及営業心得　［府布令申377号］

　・明治5年11月10日　 道路の掃除條目　［太政官第325号］

　・明治5年11月19日　 路上往来障碍物の撤去　［府布令］

　・明治5年11月　　　　町内路傍・環境の整備　［府布令申391号］

　・明治6年7月25日　　火葬の禁止　［布告第253号］

　・明治6年7月28日　　違式詿違条例　［布告第256号］

　・明治6年7月29日　　土葬の取扱　［府布令第296号］

　・明治6年8月5日　　 鶏家鴨等の路上飼放禁止　［府布令第311号］

　・明治6年12月15日　 患者に水を禁ずるの害　［府布令第467号］

　・明治7年3月29日　　道路掃除・溝渠疎通必要の諭示　［府布令］

　・明治7年4月7日　　 桜ノ宮等の花枝折取禁止　［府布令第114号］

　・明治7年12月9日　　蒸気車線路への障碍厳禁　［府布令第361号］

　・明治8年2月4日　　 箕面山の勝区指定　［府布令第38号］

　・明治8年5月31日　　火葬の解禁　［布告第89号］

　・明治8年6月25日　　鐘・太鼓等鳴物の使用制限　［府布令第240号］

　・明治9年4月8日　　 丁年の制定　［布告第41号］

　・明治9年11月30日　 野犬の捕獲、飼犬税の取立　［府布令第306号］

　・明治9年12月21日　 違式詿違条例　［府布令第332号］

　・明治10年3月3日　　詿違罪目の追加　［府布令第66号］

　・明治10年4月28日　 詿違罪目の改正　［府布令］

　・明治11年1月11日　 詿違罪目中一部追加　［天第3号］

　・明治11年1月31日　 詿違罪目中改正　［天第22号］

　・明治11年3月7日　　詿違罪目中一部改正　［天第39号］

　・明治11年3月22日　 詿違罪目第4條の取消　［天第49号］

　・明治11年5月11日　 詿違罪目の追加　［天第77号］

　・明治11年8月3日　　詿違罪目第37條中追加　［天第118号］

　・明治11年9月11日　 詿違罪目第37條の改正　［天第141号］

【参考文献】

・大阪府史編集室編『大阪府布令集1』、大阪府、昭和46年。

・大阪府史編集室編『大阪府布令集1』、大阪府、昭和46年。

・山中永之佑編『堺県法令集1』羽曳野資料叢書第5巻、羽曳野市、平成4年。

・山中永之佑編『堺県法令集2』羽曳野資料叢書第6巻、羽曳野市、平成5年。

・石井研堂『増訂明治事物起源』、春陽堂書店、昭和11年。

・国立天文台HP　https://www.nao.ac.jp/